

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項
和泉総合高等学校	<p>眼科検診に係る支出について、経費支出伺書（支出負担行為）の起案決裁が、業務開始後に行われていた。</p> <p>事業名称：令和4年度眼科検診</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 実施日：令和4年9月29日及び同年10月13日 2 経費支出伺書の起案日：令和4年10月12日 3 経費支出伺書の決裁日：令和4年10月13日 4 支出負担行為額：50,000円 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為）</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第39条関係</p> <p>2 システムにより経費支出伺書を作成する範囲及び時期は、次のとおりとする。</p> <p>(2) 経費支出伺書を作成する時期</p> <p>ア 競争入札及び規則第61条の3に規定する方法により契約を締結するもの 契約の相手方及び契約金額が明らかになったとき</p> <p>イ ア以外のもの 経費支出の相手方又は内容及び支出金額又は支出限度額を決定するとき。</p>
措置の内容		
<p>検出事項の原因は、担当者が大阪府財務規則を十分に確認せず、支払先口座情報が分からないと、債権者登録の起案決裁が行えないとの思い込みにある。支払先口座情報の提出が遅かったため、債権者登録の起案決裁が遅れ、経費支出伺書の起案決裁が1回目の検診実施日後になってしまった。再発防止に向けて、関係職員が研修資料等で債権者登録、経費支出に関する適正な事務処理について再確認することで周知徹底した。今後は、大阪府財務規則等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年12月21日）